

# 水産物の輸入割当申請は 電子申請が便利です！

- 水産物の輸入割当申請のうち、商社割当てA1、需要者割当て、漁業者割当て、海外水産開発割当ては、電子申請を利用すれば、経済産業省に出向くことなく輸入割当の申請や輸入割当証明書の発給通知の受取りも可能。
- 外為法に基づく電子申請の利用は無料。  
\*ただし、申請用パソコンやインターネットの接続料金等は申請者の負担
- **新たな電子申請システム(NACCS貿易管理サブシステム)が2010年2月21日から運用開始。**

## 新たにこのようなメリットも

- ★申請者が事前に通関業者を登録しておけば、**通関業者による申請の代行が可能。**
- ★**24時間、365日、いつでも申請が可能。**  
\*ただし、平日17時以降に到着完了した申請の受理は翌営業日
- ★**審査過程で申請内容の修正も可能。**

## 新たな電子申請手続

### 申請者登録

新たな電子申請システムを利用して輸入割当てを受けようとする者は、  
①NACCSセンターに利用を申込み、IDとパスワード等を取得 ②経済産業省へ申請者の届出

#### \* 通関業者の輸入割当申請手続の代行のための登録・申請方法

- ①通関業者(B社)はNACCSセンターに利用を申込み、IDとパスワード等を取得。その後、経済産業省に申請者の届出。
- ②輸入割当てを受けようとする者(A社)がB社に代行申請を行わせる旨経済産業省に届出を行い、代行申請用の委任パスワード(期限付・数次利用可)を取得。
- ③B社は自らのIDとパスワードでログインし、代行申請用の委任パスワードを利用して、代行申請を実施(B社からの代行申請の実施については、自動的に電子メールでA社に通知)。

### 輸入割当申請

#### 申請者

#### 経済産業省

①電子申請による輸入割当の申請

②輸入割当を行った旨の通知＝電子ライセンスの発給

#### ◆お問い合わせ先◆

電子申請システムについて: 経済産業省貿易管理部貿易管理課(03-3501-0538)

輸入割当てについて: 経済産業省貿易管理部農水産室(03-3501-0532)